

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課  
消防庁救急企画室

新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種のための筋肉内注射の  
救急救命士による実施について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種のための筋肉内注射の救急救命士による実施については、これまで、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和 3 年 6 月 4 日付け医政発 0604 第 31 号厚生労働省医政局長、健発 0604 第 17 号厚生労働省健康局長、薬生発 0604 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知。以下「令和 3 年厚生労働省通知」という。）にて、必要な医師や看護師等を確保できない等の一定の状況下であれば、新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種のための筋肉内注射を救急救命士が行うことは、時間的・特例的な取扱いとして、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる旨が示されるとともに、同日付けで、「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について（依頼）」（令和 3 年 6 月 4 日付け消防消第 244 号消防庁消防・救急課長、消防救第 183 号消防庁救急企画室長連名通知）にて、関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いしてきたところです。

こうした中、本日、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について（周知）」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 14 号厚生労働省医政局長、健発 0331 第 10 号厚生労働省健康局長連名通知。以下「令和 5 年厚生労働省通知」という。）（別添）が発出され、現時点で接種回数は、令和 4 年 12 月には 1 日最大 110 万回であったものが 1 日 10 万回程度で推移していることや、令和 5 年 5 月から、ワクチン接種の対象者が重症化リスクのある高齢者等となること等に鑑みると、令和 3 年厚生労働省通知等が発出された当時と異なり、ワクチン接種を進めるために、必ずしも医師や看護師等が確保できない状況では

なくなっていることから、令和5年4月1日以降、令和3年厚生労働省通知において示された時限的・特例的な取扱いを要する状況は脱したと思料する旨などが示されました。

つきましては、貴部（局）におかれては、令和5年厚生労働省通知の内容に十分に御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

消防・救急課 田邊 松本 小山

TEL：03-5253-7522

救急企画室 飯田 岡澤 石田 平山

TEL：03-5253-7529